

秋田県陽光園管理規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づく、婦人保護施設秋田県陽光園（以下「施設」という。）の管理に関する基本協定書に定められるものの他、必要な事項を定めるものとする。

第2章 職員の服務

(職員)

第2条 施設には、次の職員をおく。

- (1) 園長
- (2) 指導員
- (3) 指導員助手
- (4) 事務員
- (5) 調理員
- (6) 専任当直員
- (7) 嘱託医

2 役職名については、職員の資質、経験年数等を踏まえ、「園長補佐」、「主任」及び「副主任」に任命する場合もある。

(職員の職務内容)

第3条 園長は、会長の命を受け、施設運営の責任者として業務の遂行にあたるものとする。

2 指導員は、園長の命を受け、入所者の自立支援に従事するものとする。

3 指導員助手は、園長の命を受け、宿日直に従事するものとする。

4 事務員は、園長の命を受け、一般事務に従事するものとする。

5 調理員は、園長の命を受け、施設内等の給食調理に従事するものとする。

6 専任当直員は、園長の命を受け、宿直に従事するものとする。

7 嘱託医は、園長の依頼を受け、入所者の健康診断及び治療の業務に従事するものとする。

(職員の規律)

第4条 職員は、別に定める就業規則に基づいて、服務するものとする。

- 2 職員は、施設の建物、備品その他の物品については、これを大切に取扱うとともに破損、汚染又は持ち出してはならない。
- 3 職員は、勤務時間中職場を離れる場合には園長の承認を得なければならない。
- 4 職員は、会長の許可なく他の職業に従事してはならない。
- 5 職員は、業務上の秘密を部外に漏らしてはならない。
- 6 職員は、社会福祉施設の職員として品位を汚す行為があってはならない。
- 7 職員は、ISO14001の基本方針にのっとり、光熱水費の削減等省資源に努めなければならない。

第3章 入退所及び支援

(入所)

第5条 施設には、女性相談所長が入所保護が必要と認めた者を入所させるものとする。

(退所)

第6条 利用者が次の各号の1に該当する場合は、女性相談所長との協議に基づき、退所させることができるものとする。

- (1) 退所しても、自立することが可能と認められる場合
- (2) おおむね3カ月以上の長期入院が見込まれる場合
- (3) 他の施設への移管が可能となった場合
- (4) 無断退所した場合
- (5) 退所の希望が出された場合

(支援)

第7条 職員は、常に服務規律を重んじ、入所者の支援にあたっては、婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成14年厚労省令第49号）等に基づき、社会において自立した生活を送るための支援を行うものとする。

- 2 入所者が施設内で負傷し、又は急病になった場合は必要に応じ医療機関で受診させ、医師の指示に従うとともに適切な措置をとるものとする。

(健康診断)

第8条 施設の入所者に対しては、健康診断を年2回以上、定期的に行うものとする。

(経過記録)

第9条 職員は、入所者の日々の状況の把握や支援面での統一を図るため、必要な帳簿を備え記録するものとする。

2 これらの記録については、職員会議、ケース会議等で十分に活用を図るよう努めるものとする。

第4章 災害防止、消防及び避難

(災害防止)

第10条 園長は、秋田県母子福祉総合センター消防計画を遵守するとともに、火災、地震その他の災害時に備え、その防止と利用者の安全を守るため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 消火設備、警報設備及び避難設備は、定期的に点検整備を行い、非常の際に備えること。
- (2) 非常口の機能については、十分に配慮をし、特に冬期間においてもその機能を失うことのないよう除雪等を行うこと。
- (3) 避難経路を各居室等に明示するとともに、入所者に周知徹底しておくこと。
- (4) 避難場所は、予め適当な場所を選定し、職員及び入所者に周知徹底しておくこと。
- (5) 厨房等、特に火気を取扱う箇所については、随時点検を行い、その安全を確認すること。
- (6) 居室等担当区域に火気取扱責任者をおくこと。

(避難訓練)

第11条 利用者及び職員の避難訓練は、秋田県母子福祉総合センター消防計画に基づき、年1回以上行うものとする。

第5章 帳簿

(備付帳簿)

第12条 施設の運営状況等を明らかにするため、次の帳簿を備え付けるものとする。

- (1) 管理に関する帳簿
 - ア 職員の勤務状況、給与等に関する記録

- イ 施設運営に必要な諸規程
 - ウ 重要な会議に関する規程
 - エ 月間及び年間の事業計画表及び事業実施状況表
 - オ 関係官署に対する報告書等の文書綴
- (2) 入所者に関する帳簿
- ア 入退所者台帳
 - イ 婦人保護台帳
 - ウ 婦人保護記録
 - エ 支援日誌
 - オ 入所者の嘱託医による診察記録
 - カ 入所者預り金等預り証
 - キ 入所者の措置・在籍状況
- (3) 会計経理に関する帳簿
- ア 収支予算書及び収支決算に関する帳簿
 - イ 金銭の出納に関する帳簿
 - ウ 債権債務に関する帳簿
 - エ 物品受払に関する帳簿
 - オ 収入支出に関する帳簿
 - カ 資産に関する帳簿
 - キ 証拠書類綴

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。